

議提第2号

免税軽油制度の継続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成28年12月15日

提出者	白石市議会議員	<u>志村 新一郎</u>
賛成者	白石市議会議員	<u>佐藤 秀行</u>
〃	〃	<u>松野 久郎</u>
〃	〃	<u>管野 恭子</u>
〃	〃	<u>澁谷 政義</u>
〃	〃	<u>伊藤 勝美</u>
〃	〃	<u>保科 善一郎</u>

白石市議会議長 佐久間 儀 郎 殿

免税軽油制度の継続を求める意見書

平成27年4月から免税軽油制度が3年延長され、本年は2年目となっております。経営環境が厳しい中で、免税軽油制度の存続は索道事業として、最重要課題であります。地方税法附則では存続した24業種の中で「索道事業」は24番目となっており、免税軽油制度が、平成30年3月末で廃止される大変厳しい状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械の動力源として使用する軽油について、軽油取引税（1リットルあたり32円10銭）を免税する制度で、船舶、鉄道、農林、漁業、製造業など幅広い事業の動力源の用途などに認められてきたものであります。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機などに使う軽油が免税となっており、この制度が廃止されれば索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済にも計り知れない悪影響を与えることとなります。

よって、国に対し冬期観光産業の重要な柱であるスキー場産業の経営維持を図り、地元雇用者と地域経済の安定及びウィンタースポーツの発展のために、免税軽油制度の継続を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月15日

宮城県白石市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	高	市	早	苗	殿
国土交通大臣	石	井	啓	一	殿
衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿